

大分県から融資制度のお知らせ

経営改善借換資金

～新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響を受けた事業者向け事業用資金～



新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響を受けた県内中小企業・小規模事業者への資金繰り支援と、コロナ禍で債務が増大した事業者の収益力改善を支援し過剰債務を克服するため、借換え需要に加え、新たな資金需要にも対応する制度を創設しました。

※利用には、「セーフティネット保証4号」、「セーフティネット保証5号」の認定、又は、その他の資格要件（「売上高減少」、「売上高総利益率減少」、もしくは「売上高営業利益率減少」）のいずれかを満たす必要があります

1 融資条件

お申し込みいただける方

以下①～④全てを満たす中小企業・小規模事業者

①県内で保証協会の保証対象事業を営んでいる方

②上記セーフティネット保証の認定や、④に定める売上高等の減少要件を満たす方

③経営行動計画書を作成し、その実行につき金融機関からの伴走支援をうける方

④その他、「大分県経営改善借換資金特別融資要綱」に定める要件を満たす方

資金使途

運転資金・設備資金

限度額

1億円

融資期間

10年以内
(うち据置5年以内)

融資利率

年1.30%

保証料率

0%

担保等

- 原則として法人代表者を除いて保証人は徴求しません
- 担保については必要に応じて徴求します

2 申込先（ご融資は金融機関からとなります）

大分銀行、豊和銀行、大分信用金庫、大分みらい信用金庫、日田信用金庫、大分県信用組合、伊予銀行、福岡銀行、北九州銀行、愛媛銀行、宮崎太陽銀行、横浜幸銀信用組合、西日本シティ銀行、筑邦銀行、宮崎銀行

3 資金に関するお問い合わせ先

大分県商工観光労働部 経営創造・金融課
大分市大手町3丁目1番1号
TEL (097) 506-3226

融資の流れは
ウラ面



[参考] 経営改善借換資金利用の流れ（例）

1 表面「2申込先」金融機関に相談

※利用にあたっては「経営行動計画」の策定が必要です

（例）「県の経営改善借換資金を使いたい」



2 金融機関による今後の手続等確認

※セーフティネット保証の認定取得以外にも、
その他売上高等の減少要件を満たしているこ
とが確認書にて金融機関で確認できれば、
利用できる場合があります

（例）「御社の状況でしたら、セーフティネット保証4号の認定書が取得できそうです。
○○市役所の商工担当課に連絡して申請手続きの方法を確認してください。」

※金融機関によっては、委任状提出により貴社の代理で保証の認定申請してくれると
ころもあります



3 原則、事業所のある市町村の商工担当課に電話し、必要書類を確認

※貴社の売上高減少の状況等によって利用できない場合もあります

※売上（売上台帳や試算表など）が確認できる資料などが必要です。

詳しくは市町村の担当課までお問い合わせください。



4 市町村商工担当課を訪問し、認定申請

※認定申請書と必要書類を持参

※不備等がなければ、認定書を交付（交付までの所要時間は市町村による）



5 再度、2の取引先金融機関に連絡し、融資の申込

※金融機関による審査の他に、信用保証協会による審査があります

※融資後は、四半期に1回金融機関へ経営状況等の報告が必要です